

別冊資料

平成 2 5 年 度 事 業 計 画

社会福祉法人 福 栄 会

目 次

平成25年度運営計画

I. 平成25年度重点目標	1
II. 平成25年度基本テーマ	1
III. 各部計画	
1. 事務部	2
総務課	3
栄養課	4
2. 高齢者福祉部	5
晴楓ホーム	7
東海ホーム	8
在宅サービス課	9
3. 障害者福祉部	10
第一しいのき学園	12
第二しいのき学園	13
品川区立西大井福祉園	14
品川区立西大井つばさの家	14
グループホーム森前	15
品川区立かがやき園	16
(施設入所支援・生活介護・短期入所)	
かもめ(第一・第二・第三工房)	17
品川区精神障害者地域生活支援センター	18
福栄会障害者相談支援センター	19
4. 児童福祉部	20
品川区ひまわり荘	21
品川区子育て支援センター	22
品川区子育て短期支援事業	22
品川区ファミリー・サポート・センター	23
平塚きぼう荘	23
児童発達支援センター	24
(旧知的障害児通園施設・旧児童デイサービス旧子ども発達相談)	

基本方針

I. 運営方針

1. 利用者を中心とした施設運営

社会福祉に対する人々のニーズは、多様化、高度化するとともに常に変化しています。社会福祉施設は、これらの動向を的確に把握し、柔軟に且つ適切に対応していかなければなりません。

福栄会の施設運営に当たっては、このことを踏まえ人間尊重の精神をもとに、絶えず利用者のニーズを的確に把握して、常に利用者を中心としたサービスの提供に努めていきます。

2. 地域福祉事業との一体化

品川区は、「品川区地域福祉計画」を策定し、高齢者や障害者をはじめすべての区民が地域社会の中で人間として尊重され、健康で文化的な生活ができるよう福祉施策を積極的に推進するため、地区社会福祉協議会を始め、社会福祉に関係のある施設・団体と一体となって地域福祉の向上に努めています。

福栄会の運営に当たっては、全国的な保健福祉の動向を十分に理解し、品川区の福祉施策と一体となって、地域福祉の推進に努めていきます。

3. 総合施設としての機能の発揮

福栄会は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、ヘルパーセンター、知的障害者福祉施設、児童施設、精神障害者福祉事業等各種の施設の複合体であり、それらの施設が一体的、統一的、合理的運営を図り、総合福祉施設としてのメリットを充分生かしたサービスの提供に努めていきます。

Ⅱ. サービス方針

1. 「自立の援助」と「相互援助」

いかなるときでも、人間性を最大限に尊重して、一人ひとりの生き方にあった生き甲斐のある生活の援助に取り組みます。

また、相互に助け合い、励ましあっていく人間関係を大切にしていきます。

2. 専門的・科学的サービスの提供

常に利用者の問題の理解に努め、その解決のために職員の能力の開発、技能の修得を図り、専門的・科学的サービスの提供に愛情をもってあたります。

職員行動指針

私たち職員は、基本方針を念頭において、何事にも積極的にチャレンジします。

1. 「いつも笑顔で明るい挨拶を」を忘れずに施設づくりに努めます。
2. 5S運動（整理、整頓、清潔、清掃、躰）を推進し、一層快適な施設づくりに努めます。
3. 報連相（報告・連絡・相談）をきめ細かく実行し、チームワークづくりに努めます。
4. サービス技術向上のため、研修会などに積極的に参加するなど自己研鑽に励みます。
5. 無駄を省き、経費節減を心がけ、余剰経費を利用者サービスのために用いるよう努力します。
6. 自らの健康に留意し、心にゆとりを持って明るい職場づくりに努めます。

平成25年度運営計画

社会福祉法人福栄会は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉事業について総合社会福祉施設としてサービスの質的向上を目指す一方、健全な法人経営を行いながら、利用者やご家族を始め、地域の期待に応えられるよう一層努力します。

平成25年度は、さらに各事業分野において、新たな地域のニーズに積極的に取り組んでいきます。

I. 平成25年度重点目標

- (1) 品川区立大崎在宅サービスセンター・在宅介護支援センターの新施設への移転を品川区と連携のうえ、円滑に進めます。また新たに増設した東品川在宅サービスセンター併設の認知症対応型通所介護「福栄会の家 なごみ」について、既設のデイサービスセンター及び在宅介護支援センター等との連携を密にして、利用率の向上を図ります。
- (2) 障害者自立支援法の改正及び障害者総合支援法の施行をふまえ、新たに福栄会障害者相談支援センターを開設します。各障害者支援施設との連携の下、相談支援体制を強化するとともに、ケアマネジメントの充実を図ります。
- (3) 第三期中期修繕計画（平成26年度～平成30年度）の策定に向けて、修繕実績の確認及び建物の現地調査を実施し、計画的に大規模修繕を実施するため中期資金計画を立案します。
- (4) 再構築した人事・給与制度を効果的に運用するとともに、職場環境の改善や「福栄会キャリアパス」に基づく体系的な研修の充実などを行い、質の高い人材確保・育成に努めます。
- (5) 介護保険施設、障害者支援施設の利用率の安定・向上を図ります。
(目標値：介護老人福祉施設97%、通所介護施設85%、障害者施設95%)

II. 平成25年度基本テーマ

「利用者および地域のニーズに対応したサービスの充実を図る」

(参考)

より良い福栄会（福祉施設）職員を目指して

(概要版 平成16年7月12日理事長決定)

第一章 基本方針

運営方針

- 利用者を中心とした施設運営を目指します。
- 地域福祉事業との一体化を図ります。
- 総合福祉施設としての機能を発揮します。

サービス方針

- 「自立の援助」と「相互援助」を重点にサービス提供に取り組みます。
- 専門的・科学的サービスの提供に努めます。

第二章 職員活動指針 ～私たちは次のことを心がけていきます～

- (1) 利用者が健康で豊かな生活を送れるよう支援していきます。
- (2) 利用者の人権を尊重します。
- (3) サービス提供者として基本的な礼節を身に付けます。
- (4) プライバシーを保護するために、個人に関する情報を守ります。
- (5) 利用者のよき理解者となります。
- (6) 自立への支援に心がけます。
- (7) 利用者の主体性、自己決定権を尊重した援助を行います。
- (8) ご家族とのよりよい協力関係を築きます。
- (9) 多角的な問題解決をチームで目指します。
- (10) 上司・先輩・同僚の指導助言を大切にします。
- (11) 自己の健康管理を徹底し、常に健全な状態で利用者サービスを提供できるよう努めます。
- (12) 常に自己研鑽を図り、専門的な知識・技術の向上に努め、自分の仕事に責任をもって業務を遂行します。

第三章 職員禁止事項 ～私たち職員は次の行為は行いません～

- (1) 利用者への暴力等
- (2) 利用者への差別
- (3) 利用者に対するプライバシーの侵害
- (4) 利用者の人格無視

Ⅲ. 各部事業計画

事務部事業計画

1. 基本方針

法体系や制度が改正されるなど法人を取り巻く環境が変化する中で、総合福祉施設を運営する法人事務局としての機能を更に発揮するために、適正かつ効率的な事業の執行を図ります。

2. 重点目標

- (1) 法人事務局として各施設の主体的な経営体制を構築し、社会福祉法人として安定的な利用者主体の福祉サービスを提供します。
- (2) 理事会、評議員会、運営会議等各種会議を適切に開催し、その機能の充実を図ります。
- (3) 第三期中期修繕計画（平成26年度～平成30年度）を策定すると共に、計画的に大規模修繕を実施するため中期資金計画を立案します。
- (4) 「福栄会キャリアパスCPF」に基づき、再構築した人事・給与制度を効果的に運用し人材の確保・育成に取り組みます。

総務課事業計画

1. 基本方針

高齢者、障害者、児童福祉等の総合福祉施設という特色を生かし、人事、給与、会計等事務処理体制について、総合的かつ適切な執行を図ります。また、地域住民へ会議室・備品を貸与する等施設機能を地域に提供したり、地域行事に参加するなど地域との連携を深めます。

2. 重点目標

- (1) 第三期中期修繕計画（平成26年度～平成30年度）を策定するにあたり、これまでの修繕実績を確認すると共に建物の現地調査を実施します。
- (2) 修繕計画を着実にこなすと共に継続的な法人経営を行なうため、福栄会中期資金計画を立案します。
- (3) 自立支援費、介護報酬等の報酬事務について事務処理体制の一元化を更に推し進めます。

栄養課事業計画

1. 基本方針

栄養のバランスが良く家庭的で心のこもった喜ばれる食事、そして生き甲斐を感じられるような食事の提供と、暖かく明るく楽しい食事づくりのため、つぎの事項を実施します。

- (1) 利用者のニーズにあった食事提供と生活の場にふさわしい行事食を実施します。
- (2) 地域福祉サービスの一環として、配食サービスと介護者教室における栄養指導などを行います。
- (3) 利用者、各施設職員、調理スタッフの3者間におけるコミュニケーションを図ります。
- (4) 食品衛生管理体制の充実と食中毒防止に努めます。

2. 重点目標

- (1) 他部署及び委託業者との連絡・調整を密に行います。また、新メニューを取り入れるなど充実した給食サービスを提供します。
- (2) 在宅サービス課の関連事業に伴う準備に参画します。（大崎在宅サービスセンター新施設移転準備など）
- (3) 感染症発生時における栄養課と関連施設間の行動についてマニュアルの再整備を行い、周知徹底を図ります。

高齢者福祉部事業計画

前年度に行われた介護報酬定期改定から2年度目を迎え、前年度実績・決算を踏まえた運営体制の整備を行い、高齢者福祉事業の円滑な実施を目指します。

前年度の感染症発生(特に12～1月のノロウイルス等による感染性胃腸炎)の教訓を踏まえ、確かな感染症防止対策の確立と徹底に努めます。

1. 基本方針

法人の25年度基本テーマ「利用者および地域のニーズに対応したサービスの充実を図る」の推進に高齢者福祉の立場から取り組みます。

- (1) 利用者の人権と気持ちを尊重し、利用者に寄り添ったサービスを行います。
- (2) 利用者の能力に応じて少しでも自立的な暮らしができるように利用者・家族・職員との協力関係の構築に努めた上で支援を行います。
- (3) 感染症防止対策に向けた手順書(マニュアル)の再整備を行い、内容の周知・徹底を図ります。
- (4) 「利用者および地域のニーズ」とは何かを絶えず意識しながら、地域に頼られる高齢者サービスを提供します。

2. 重点目標

- (1) 目標数値—利用率—

各事業所とも前年度数値を引き継いだ数値を目標とします。

①晴楓ホーム

ホーム事業(80床)	短期入所生活介護(8床)	合計利用率(88床)
97%	105%	97%

※短期入所生活介護(ショートステイ)は空床利用(4床)を含めた数値

②在宅サービス事業(通所介護・訪問介護・居宅介護支援)

東品川在宅サービスセンター	85%
認知症デイホーム(ぼかぼか・なごみ)	80%
大崎在宅サービスセンター	85%
五反田ふれあいデイホーム	80%
ヘルパーステーション東品川	450時間

③東海ホーム(軽費老人ホームA型)

ホーム事業(50名)	99%
------------	-----

- (2) 大崎在宅サービスセンターの新施設移転に向け、具体的作業に品川区と連携の上、取り組みます。
- (3) 感染性胃腸炎・インフルエンザ等の感染症対策（予防および発生時対応）の一層の徹底に努めます。
- (4) 東品川認知症デイサービス「ぽかぽか・なごみ」（ともに1日定員12名）の安定的運営を目指すと同時に、品川地区における福栄会版認知症ケアサービスを提供します。
- (5) 東海ホームや東品川わかくさ荘も含めた在宅利用者向けの介護予防事業のさらなる充実を図ります。

晴楓ホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 「家庭的で開かれたホーム作り」を使命（ミッション）とします。
- (2) ノロウイルス・インフルエンザ等感染力の強い感染症予防に向け、実践的な予防技術向上に取り組みます。
- (3) 接遇マナー（言葉遣い・振る舞い等）の改善・向上を目指します。
- (4) 介護職による「医療的ケア」体制の整備・充実に看護職と協力して努めます。

2. 重点目標

- (1) 前年度の発生事例を踏まえて、感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）の発生予防と発生時の迅速かつ適正な防止対策に実践的に取り組みます。—感染症対策委員会—
- (2) 介護職による「医療的ケア」体制を引き続き整備・維持するよう努めます。—医療的ケア委員会—
- (3) 「サービスの自己評価」（24年度実施）による課題の改善に通年で取り組みます。—サービス向上計画による—
- (4) 介護人材の確保に取り組むため、実習生への指導方法の見直しなど、職場の魅力をアピールする手立てを改善します。

東海ホーム（軽費老人ホーム）事業計画

1. 基本方針

家庭的で開かれた生活の場である事を意識し、「ただいま！」と利用者の安心した声の聞こえる施設作りを常に目指します

- (1) 介護予防事業の一層の推進を行います。
- (2) 個々の特性を尊重し、より充実した生活が送れるように個別支援計画書に基づいたサービスの提供を行います。
- (3) 介護と看護の連携の強化に努め、地域の医療機関と連絡を緊密に取り迅速かつ適切に対応します。
- (4) 地震等災害への自衛防災体制の徹底に努めます。

2. 重点目標

- (1) 介護予防事業の充実を図ります。明るく活力ある生活を維持するために介護予防を重視したシステムの充実を図ることが大切です。このため、ホームでも介護予防事業を積極的に推進します。
- (2) 利用者の特性に合ったサービスの提供を行います。利用者の自立心を尊重した個別支援計画書を作成し、標準化されたサービス提供を行います。
- (3) 健康管理・医療援助の充実に努めます。日々の健康管理はもちろんですが、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症・食中毒に対して、発生予防対策を丁寧に行います。
- (4) 地震等災害対策の充実に努めます。毎月実施している防災訓練は、利用者も熱心に参加され、訓練にも習熟してきています。また、排泄や衛星用品等の備蓄にも取り組んでいきます。

在宅サービス課事業計画

1. 基本方針—在宅課共通—

- (1) 利用者中心のサービスの提供を行いません。
- (2) サービスの向上に努め具体的な成果をあげていくことを目指します。
- (3) 介護報酬を視野に入れながら、適正な利用率の維持に努め、収支バランスの取れた事業運営に努めます。
- (4) 介護事故の防止に努めます。
- (5) 家族・地域・各関係機関との連携の視点を常にもち、協力体制の下、サービスを速やかで確実なものとしします。
- (6) 職員の人材確保・育成に視点を置いた計画的な研修、勉強会に取り組みます。
- (7) 大崎サービスセンター・支援センターの平成26年新施設開所に向けて、品川区及び関係機関等と協議しながら開設準備を進めます。
- (8) 在宅サービスセンター・介護支援センター共同で、認知症家族の懇談会を定期開催し、介護者の孤立を防ぎ、家族会による支え合いの活動が実っていくよう支援します。

2. 重点目標

- (1) 収支バランスのとれた健全な事業経営
各事業における実績目標値（利用率）の達成と収支バランスのとれた健全な事業経営を目指します。通所介護事業所は、利用者や家族等の希望や意向を踏まえたサービス提供時間の見直しなどを図ります。
- (2) 大崎地区の新施設開設準備に向けた円滑な体制作り
平成26年4月の大崎在宅サービスセンター、大崎在宅介護支援センターの新施設への円滑な移転と開設に向けて、開設準備委員会等を設置し品川区や関係機関との綿密な連携のもと、開設準備を進めます。
- (3) 認知症対応型通所介護事業の適正運営
個々の利用者の有する能力に応じた認知症介護サービスを進め、地域の認知症ケアの拠点としてのサービスを構築します。また、在宅介護支援センターと連携し、認知症高齢者の介護を行う家族に対する支援を行います。
- (4) 適正な保険給付管理
居宅サービス介護・居宅介護支援における介護報酬（加算）の算定基準を遵守します。また、適正な保険給付管理をすすめる上で、各種加算要件の自己点検に努めます。

平成25年度 障害者福祉部事業計画

1. 基本方針

(1) 利用者本位のサービス

- ①利用者の権利擁護を推し進め、利用者が持つ障害を踏まえ一人ひとりの個性および意思・選択を尊重した上で、それぞれの利用者のライフステージに応じた支援を行います。
- ②心身の健康を維持し、働くことや様々な活動を通して幅広い生活が送れるように支援します。
- ③自立に向けた支援として地域生活支援および就労支援を関係機関との連携と協力の上で実施します。

(2) 家族との連携、関係機関との連携

利用者が生活する家族・支援者を含め、品川区をはじめとした各関係機関との連携を図り、相談および諸サービスの利用などに結びつけ、利用者および家族の方が安心して地域生活を送れるように支援します。

特に親の高齢化による介護力低下など家族状況に対応できる支援体制を関係機関と連携し整備していきます。

(3) 地域等との連携

地域に開かれた施設を目指し地域との交流を深め、利用者の社会参加を促進し地域で生活する一員として生活が送れるように支援します。

2. 重点目標

(1) 福栄会障害者相談支援センターの開設と相談支援体制の構築

新たに開設する福栄会障害者相談支援センターの運営に万全を期し、各障害者施設および区内相談支援事業所との連携強化のもと、相談支援体制の基盤整備を図ります。

(2) 支援職員の対応力の向上

支援職員の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応答した研修を実施します。

ケアマネジメント委員会を中心としてケアマネジメントの観点からの個別支援計画作成、ケースカンファレンスを実施し対応力の向上を図ります。

(3) リスクマネジメント体制の見直し

事故発生防止委員会を引き続き行い事故防止に備えます。また、事故発生防止のため、マニュアルおよび設備等において安全配慮のための整備を行います。

(4) 利用者の定員超過に対する支援体制の強化

通所施設において利用者が定員超過している状況に対し、安全と安心を最優先に支援体制の強化、環境整備、危険予知などの対策を行います。

(5) 虐待防止に対する取り組み

虐待防止に対する取り組みをさらに深め、体制整備・職員の意識向上を進めます。

3. サービス支援体制

(1) 相互の協力体制

障害者の施設および事業は、その運営および支援面においてそれぞれのメリットを活かし、協力体制をもって相互に連携した活動を展開していきます。

(2) 施設内容（障害者福祉施設全体の目標値 95%）

事業・施設名	障害者自立支援法に基づく事業、施設	定員	目標値 (%)
第一しいのき学園	生活介護	40	100
第二しいのき学園	就労継続支援B型	60	100
区立西大井福祉園	生活介護・就労継続支援B型（多機能型）	40	100
区立西大井つばさの家	共同生活援助	7	95
グループホーム森前	共同生活援助	6	80
区立かがやき園	施設入所支援	30	92
	生活介護	30	95
	短期入所	3	80
かもめ第一工房	就労継続支援B型	20	95
かもめ第二工房	就労継続支援B型	20	80
かもめ第三工房	就労継続支援B型	20	100
精神障害者地域生活支援センター	特定相談支援事業・一般相談支援事業・地域活動支援センター		
福栄会障害者相談支援センター	特定相談支援事業		

第一しいのき学園事業計画（生活介護）

1. 基本方針

利用者一人ひとりに適したサービスの提供をするため、利用者および家族・支援者の意向に基づいて生活介護サービスの内容を精査し、各種サービスや活動プログラム等の利用内容の充実を図ります。

2. 重点目標

- (1) 利用者および家族・支援者の意向に基づきアセスメントを行いニーズに適確に対応する個別支援計画による支援を行います。
- (2) 利用者が定員超過している状況に対し、安全と安心を最優先に対策を行います。
- (3) 支援職員の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応答した研修を実施します。
- (4) 施設における虐待について理解を深め、虐待防止体制の整備・職員の意識向上を進めます。

第二しいのき学園事業計画（就労継続支援B型）

1. 基本方針

（1）利用者支援の充実

利用者への支援の充実を図り、障害の特性および年齢を考慮した作業の提供をしていきます。

また、利用者のライフステージに合わせた支援を行うとともに、地域における関係機関および社会資源との協力を得てネットワークを強化したサービス展開を図ります。

（2）就労支援の充実

利用者の知識や能力に応じて就労への移行に向けた支援を実施します。そのため、関係機関との連携を図り、各自の能力向上を目的とした実習や職場体験の場を提供します。また、就労後のアフターケアを実施していきます。

2. 重点目標

（1）利用者および家族・支援者の意向に基づきアセスメントを行いニーズに適確に対応した個別支援計画による支援を行います。

（2）利用者が定員超過している状況に対し、安全と安心を最優先に対策を行います。

（3）支援職員の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応答した研修を実施します。

（4）施設における虐待について理解を深め、虐待防止体制の整備・職員の意識向上を進めます。

品川区立西大井福祉園事業計画（生活介護・就労継続支援B型）

1. 基本方針

利用者を中心とした施設運営を行い、円滑な運営体制・サービス支援体制を構築し、効率的かつ効果的な利用者支援に努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者・ご家族の加齢化・重度化（老障介護）に対し、より決め細やかな支援を展開するため、品川区立かがやき園との連携を深めます。
- (2) 利用者が定員超過している状況に対し、安全と安心を最優先に対策を行います。
- (3) 支援職員の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応答した研修を実施します。
- (4) 施設における虐待について理解を深め、虐待防止体制の整備・職員の意識向上を進めます。

品川区立西大井つばさの家事業計画（共同生活援助）

1. 基本方針

- (1) 地域に根ざした障害者の自立生活を支援します。
- (2) 快適な生活が送れるホーム作りと健康で安定した生活が送れるように支援します。
- (3) グループホーム森前と連携協力します。

2. 重点目標

- (1) 安全への配慮・高齢期への対応・日中活動先との連携に重点を置いた個別支援計画の充実を図ります。
- (2) 世話人の専門的知識技術の習得や障害に対する理解を深めることを目的とした研修会等への参加を行います。

グループホーム森前事業計画（共同生活援助）

1. 基本方針

- (1) 地域に根ざした障害者の自立生活を支援します。
- (2) 快適な生活が送れるホーム作りと健康で安定した生活が送れるように支援します。
- (3) 西大井つばさの家と連携協力します。

2. 重点目標

- (1) 安全への配慮・高齢期への対応・日中活動先との連携に重点を置いた個別支援計画の充実を図ります。
- (2) 世話人の専門的知識技術の習得や障害に対する理解を深めることを目的とした研修会等への参加を行います。

品川区立かがやき園事業計画（施設入所支援・生活介護・短期入所）

1. 基本方針

（1）利用者本位のサービス

- ①利用者の権利擁護を押し進めます。
- ②それぞれの利用者のライフステージに応じた支援を行います。
- ③心身の健康を維持し、豊かな生活が送れるように支援します。
- ④地域生活への移行支援を関係機関との連携と協力の上で実施します。

（2）家族との連携

家族と区をはじめとした各関係機関との連携を図り、利用者が安心して生活を送れるように支援します。

（3）地域等との連携

地域に開かれた施設を目指し地域との交流を深め、利用者の社会参加を促進し地域で生活する一員として生活が送れるように支援します。

2. 重点目標

- （1）アセスメントに基づいた支援の充実を図ります。
- （2）短期入所事業の予約方法を見直し、緊急時の受け入れを積極的に行います。
- （3）支援職員の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応答した研修を実施します。
- （4）施設における虐待について理解を深め、虐待防止の体制整備・職員の意識向上を進めます。

かもめ第一・第二・第三工房事業計画（就労継続支援B型）

1. 基本方針

- (1) 利用者一人ひとりのニーズへ応えるため、関係機関との連携およびサービス提供の充実を図り、社会参加の促進および生活の質の向上ができるように支援します。
- (2) 心身の健康の維持・向上をした上で、障害の特性を考慮した作業活動の提供を行うとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練・支援を行います。

2. 重点目標

- (1) 利用者および家族や支援者からの意向を聞き取り、利用者自身のニーズを適切に捉えるとともにニーズの実現のために必要なサービスを提供できるように個別支援計画を作成します。
- (2) より良いサービスの提供を進めていくために、研修や勉強会などで一人ひとりのスキルの向上を図りつつ、地域生活支援センターを含めた4つの事業所で職員のスキルの平準化を行います。
- (3) マニュアルの見直しを進めるとともに、未整備なマニュアルを早期作成するなど業務の標準化を進めます。
- (4) 各事業所で実施していた事故防止への取り組みを地域生活支援センターも含め4つの事業所が一体となり事故防止委員会として取り組みを行い、引き続き事故防止に努めていきます。

品川区精神障害者地域生活支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 地域で生活する精神障害者と、その家族の身近な相談支援事業所および地域活動支援センター I 型として、利用者の地域生活を支援します。
- (2) 指定特定相談支援事業所として居宅介護支援の他、通所系新規対象者や共同生活援助者に対し計画相談を実施し、関係機関と連携・協力しながら、利用者の地域での生活の安定を図るとともに社会復帰と自立、社会参加の促進をめざして活動します。

2. 重点目標

- (1) 相談支援事業者として主事業である相談支援機能の充実を図ります。
今年度は、通所施設利用者や共同生活援助利用者に対しても計画相談を拡大していきます。
- (2) 長期入院中（社会的入院）の精神障害者に対し地域生活に移行するための活動支援を保健センター・障害者福祉課と共同し事業実施に向け準備します。
- (3) 当事者や地域の方達を対象にした交流会・講演会等を開催し地域交流会および地域活動支援センターの充実を図ります。
- (4) 就労支援について、就労支援センターと訓練施設の役割分担を明確にし、本人の意向や特性を踏まえて関係機関と協力しながら就労支援相談を行っていきます。
- (5) フォーマル、インフォーマルを含めた様々な資源を生かした地域支援をめざして関係者間のネットワークづくりとして地域フォーラムの実施を目差してしていきます。

福栄会障害者相談支援センター事業計画

1. 基本方針

- (1) 平成 24 年度より導入された「計画相談支援」について、指定特定相談支援事業所として、計画的に利用者の計画作成を行う体制を構築します。
- (2) 区内の障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関と連携・協力を図り、主として知的障害者を中心として地域の中核となる相談支援の拠点としての役割を担います。
- (3) 障害者自身が、地域の中での生活がより豊かに継続できるよう、障害者本人および家族の意向を充分確認し、更にはサービス事業者のサービス管理責任者等との密な連携のもと、「計画相談支援」をすすめます。

2. 重点目標

- (1) 計画相談・基本相談ともに、適宜、適切な支援ができるよう、相談支援センターとしての体制、力量を整備していきます。
- (2) 第一・第二しいのき学園・西大井福祉園等との連携のもと、ケアマネジメントの構築をめざし、ケースカンファレンスや担当者会議の実施により、適切な支援計画を作成し、利用者の支援に活かしていきます。
- (3) 加齢障害者および家族の高齢化に対し、今までの相談支援実績や関係機関との連携のもと、適切な支援を行えるようアセスメント技術などの向上に取り組みます。
- (4) 相談支援の対応力の向上を目指すため、福栄会キャリアパスに応募した研修を実施します。

児童福祉部事業計画

1. 基本方針

- (1) 利用者を中心とした相談・支援を実施します。

「子どもの最善の利益」を基本に、施設を利用する子どもやその家族に対して相談支援を行います。また、施設の専門機能や社会資源を活用した援助・助言を併せて実施します。
- (2) 地域の人々とのつながりを大切にし、地域に開かれた施設運営を目指します。

福祉・教育・医療・保健等各分野の関係機関や地域福祉の支え手となる民生委員、児童委員、主任児童委員と緊密な連携を図ります。
- (3) 理解者・協力者の拡大を図ります。

法人の児童福祉事業の目的や専門技術・専門知識を広報活動・公開講座等を通じ、より多くの区民に理解してもらおうと共に支援の協力者を増やしていきます。

2. 重点目標

- (1) 地域の中核的な児童発達支援センターとしての専門機能の発揮
(旧知的障害児通園施設・旧児童デイサービス・旧子ども発達相談)

児童発達支援センターは、児童発達支援として未就学児の通所支援と児童デイサービスを実施することとし、合わせて放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業に取り組みます。
- (2) 養育支援訪問事業の体制づくり

家庭あんしんセンターでは、養育支援訪問事業の枠組みづくりを品川区と協議しながら進めてきました。平成25年度も引き続き、体制づくりについて区子育て支援課と協議しながら進めていきます。

品川区立家庭あんしんセンター事業計画

品川区ひまわり荘事業計画

1. 基本方針

様々な理由により地域で生活することが困難な状態にある母子に、安心して生活できる場を提供するとともに、子育てをはじめとして、生活全般にわたる支援・援助を行い、母と子の生活の安定と児童の健全育成を目指します。

また、関係機関との連携を強め、施設だけでは解決が困難な課題を持つ利用者の自立支援の充実を図ります。

2. 重点目標

(1) 地域で生活することが困難な母子世帯に安心して生活できる場を提供する。

母子生活支援施設を必要とする地域の母子世帯を広く受け入れすることができるよう、品川区子育て支援課と連携していきます。

また、入居した母子世帯には自立支援計画に基づき、課題解決に向けた支援を重点的に取り組みます。

(2) 計画的なアフターケアのシステム作りと実践

地域社会で自立生活を迎える退所者に対して、これからの生活を安定したものとするために退所後の支援計画を作成し、アフターケアを計画的に実践していくことに取り組みます。

品川区子育て支援センター事業計画

1. 基本方針

子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス（ショートステイ・トワイライトステイ事業、育児支援ヘルパー派遣事業）の提供・サービス調整および地域組織化活動（子育て活動の援助等）等の事業により子育て家庭を支援します。

先駆型子ども家庭支援センターとしては、要保護児童地域対策協議会の活動機関として品川区児童課と連携し、児童虐待防止のため区内ネットワークづくりを図ります。

法令に基づいた事業運営と組織体制づくりを行い、子どもの最善の権利と安全を図る区内専門機関としての活動を目指します。

2. 重点目標

(1) 養育支援訪問事業の検討

平成21年度から実施している養育支援訪問事業（育児支援ヘルパーを含む）について、利用者の生活を支える有効な事業とするために、品川区子育て支援課と協議をし、事業運営について枠組みをつくります。

子育て短期支援事業計画

1. 基本方針

保護者と子どもが安心して利用できるショートステイ・トワイライトステイの運営をめざし、お預かりする子どもの精神的安定や健康管理に努めます。

育児不安や養育困難等の事由での利用については、虐待予防の観点から関係機関と連絡をとり、子どもや家庭の状況に応じた利用の働きかけを行います。施設内においてもひまわり荘及び子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターとの連携に基づいて実施していきます。

2. 重点目標

(1) 業務の標準化の取り組み

サービス提供のマニュアルでは点検、改善、実施するサイクルを確立し、子どもたちの安全を高め良質な保育を目指します。

また、防災に関する訓練を定期的に取り入れ、職員の防災意識を高め、緊急対応能力を育成します。

品川区ファミリー・サポート・センター事業計画

1. 基本方針

地域で子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての支援を行いたい方（提供会員）が会員組織をつくり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする総合援助活動を行い、子育ての支援と児童福祉の向上を図ります。

2. 重点目標

(1) 新規提供会員登録の拡大を継続します。

品川区平塚きぼう荘（障害者住宅）

1. 基本方針

併設されている平塚きぼう荘設備管理を行い、居住者が緊急の場合などに、必要な支援を行います。

居室数 2室

品川区立品川児童学園事業計画

児童発達支援センター事業計画

(旧知的障害児通園施設・旧児童デイサービス・旧子ども発達相談)

1. 基本方針

児童福祉法の改正に伴い、品川区立品川児童学園は児童発達支援センターとして、施設の専門機能を活かし、地域の障害児への発達支援やその家族からの相談及び助言を実施します。

また、児童発達支援センターでは、これまでの通所部門・デイサービス部門・相談部門に合わせて、新たに臨床心理士等を保育園等に派遣する保育所等訪問、保育園等に通園する幼児を対象とした土曜日併用グループを開始します。事業の推進にあたっては、品川区障害者福祉課・保育課との連携を緊密にし、事業の円滑な運営に努めます。

2. 重点目標

(1) 児童発達支援

①知的障害児通所支援（旧知的障害児通園施設）

新規事業である土曜日併用グループでは、旧知的障害児通園施設同様に個別支援計画を作成するとともに、児童が所属する機関と連携を図ることで総合的な支援を行います。

②発達障害に特化した児童発達支援（旧児童デイサービス未就学児）相談部門と常に情報交換を行い、それぞれの児童に適切な発達支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス（旧児童デイサービス学齢児）

利用児が、人との関わり方や社会での適応性について、プログラムを通して身につけるように支援します。また、発達障害に特化した支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は保育所等に訪問して、障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行います。新規事業であるため、品川区障害者福祉課、保育課等の関係機関と連携しながら進めていきます。